

議案第10号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

令和2年3月26日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 6 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
（教育委員会の決裁事項） 第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。 （1）～（14） （略） （15） <u>県費負担教職員及び市費負担教職員</u> の研修の一般方針を決定すること。 （16） <u>県費負担教職員及び市費負担教職員</u> の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。 （17）～（20） （略） 別表第1（第6条関係）				（教育委員会の決裁事項） 第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。 （1）～（14） （略） （15） 県費負担教職員の研修の一般方針を決定すること。 （16） 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。 （17）～（20） （略） 別表第1（第6条関係）			
専決事項	部長	教育監	課長	専決事項	部長	教育監	課長
教育部教育政策課に属する事項				教育部教育政策課に属する事項			
（1）職員 （ <u>地方公務</u>			○	（1）職員 （ <u>県費負担</u>			○

<p><u>員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u> (以下「<u>会計年度任用職員</u>」<u>とい</u> <u>う。</u>)を除く。)の扶養親族届、通勤届、単身赴任届及び住居届の認定に関する事</p>				<p><u>教職員</u>を除く。<u>以下同じ。</u>)の扶養親族届、通勤届、単身赴任届及び住居届の認定に関する事</p>			
(略)				(略)			
(6) 育児休業及び部分休業の承認に関する事	教育監	課長	その他職員 (<u>会計年度任用職員</u> を除く。)	(6) 育児休業及び部分休業の承認に関する事	教育監	課長	その他職員
(7) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認等に関する事	<u>教育監</u> <u>課長</u>		その他職員 (<u>会計年度任用職員</u> を除く。)	(7) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認に関する事	<u>所属職員</u>		
(8) 病気休	教育監	課長	その他	(8) 病気休	教育監	課長	その他

<p>暇の承認に関すること。</p>			<p>職員 (非常勤職員を除く。)</p>	<p>暇の承認に関すること。</p>			<p>職員 (非常勤職員 (<u>地方公務員法に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>) 及び臨時的に任用される職員を除く。)</p>
<p>(9) 介護休暇の指定期間の指定及び介護時間の承認に関すること。</p>	<p>教育監</p>	<p>課長</p>	<p>その他職員 (<u>会計年度任用職員を除く。</u>)</p>	<p>(9) 介護休暇の指定期間の指定及び介護時間の承認に関すること。</p>	<p>教育監</p>	<p>課長</p>	<p>その他職員</p>
<p>(10) 年次有給休暇の繰越し確認に関すること。</p>			<p>○</p>	<p>(10) 年次有給休暇の繰越し確認に関すること。</p>			<p>○</p>

				(11) <u>職員の身分、給与、在職その他職員に関する証明に関すること。</u>			<u>○</u>
(11) <u>職員の公務災害補償の認定手続に関すること。</u>			○	(12) <u>職員の公務災害補償の認定手続に関すること。</u>			○
(12) <u>工事の施工申請及びしゅん工報告の受理に関すること。</u>			○	(13) <u>工事の施工申請及びしゅん工報告の受理に関すること。</u>			○
教育部生涯学習課に属する事項							
				(1) <u>視聴覚教材貸出に関すること。</u>			<u>○</u>
備考 1・2 (略) 3 所得税に対する扶養親族の控除に関すること、給与からの控除及び口座振替の申出に関すること並びに <u>職員の身分、給与、在職その他職員に関する証明に関すること</u> については、担当主査がこれを専決することができる。				備考 1・2 (略) 3 所得税に対する扶養親族の控除に関すること並びに給与からの控除及び口座振替の申出に関することについては、担当主査がこれを専決することができる。			

4 職員には、県費負担教職員を含め
ない。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。